

## 松阪市ふるさと応援寄附に係る特産品協力事業者募集要項

### 1. 目的

松阪市では、本市にふるさと応援寄附をしていただいた方のうち、1万円以上の寄附をいただいた松阪市外在住の個人を対象に、地元特産品等をお礼の品としてお贈りしています。

そこで、松阪市および松阪市の産品をより効果的にPRすることを目的として、返礼の品を提供していただける協力事業者を募集します。

### 2. 協力事業者の要件

- (1) 松阪市をPRする特産品を提供できる法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 代表者等が松阪市暴力団排除条例（平成23年松阪市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 提供する特産品を取り扱うために法令上必要な許可、免許、登録等の資格を有すること。

※上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

### 3. 募集する特産品

#### (1) 要件

- ① 松阪市の魅力をPRできるもの。
- ② 松阪市内で生産、製造、加工、販売、サービス等が行われているもの、又は松阪産の主たる原材料を用いて製造されるもの。
- ③ 原則、発注日から20日以内に寄附者に送付が可能であるもの。
- ④ 次に掲げる事項に該当しないもの。
  - (1) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
  - (2) 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

#### (2) 募集する特産品の金額

寄附金額	特産品の金額（市場価格） （消費税及び地方消費税・梱包費込）	市負担額(※1)
10,000円	3,000円以上～3,299円未満	3,000円
11,000円	3,300円以上～3,599円未満	3,300円
12,000円	3,600円以上～3,899円未満	3,600円
13,000円	3,900円以上～4,199円未満	3,900円
14,000円	4,200円以上～4,499円未満	4,200円
15,000円	4,500円以上～4,799円未満	4,500円

16,000 円	4,800 円以上～5,099 円未満	4,800 円
17,000 円	5,100 円以上～5,399 円未満	5,100 円
18,000 円	5,400 円以上～5,699 円未満	5,400 円
19,000 円	5,700 円以上～5,999 円未満	5,700 円
20,000 円	6,000 円以上～6,299 円未満	6,000 円
・	・	(※2)

(※1) 送料は実費分を市が負担します。

(※2) 寄附金額 21,000 円以上の特産品の市負担額は、寄附金額が 1,000 円増える毎に、300 円を加えることとします。

例) 寄附金額：21,000 円 …市負担額：6,300 円  
22,000 円 …市負担額：6,600 円

#### 4. 協力事業者のメリット

- ・市の作成する特産品カタログ等に特産品、企業名、ホームページのURL等を掲載します。
- ・特産品の発送に当たって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することにより、自社商品等のPRを行うことが可能です。

#### 5. 事業者にしていただくこと

##### ・特産品の発送業務

##### ① 特産品の準備

- ・賞味期限、アレルギー、調理・使用例、取扱いの注意点などの特産品の説明書を用意してください。

##### ② 発注

- ・市が指定するふるさと納税管理システムを介して発注します。

##### ③ 特産品発送日の連絡

- ・送付先へ配達日時を連絡をしてください。特に、生もの等再配達ができないものは送付先と配達日時を相談し、返送がないようにしてください。
- また、注文日から 20 日以上配達が遅れる場合、または指定の配達日時に発送出来ない場合は、送付先へ事前に連絡をしてください。

##### ④ 特産品の梱包・発送

- ・原則、配達業者の指定はありません。

##### ⑤ ー

##### ⑥ 商品代の請求

- ・送付先および送付日がわかるようにしてください。

##### ⑦ 問い合わせ等への対応

- ・寄附者からの、返礼品の内容や配達状況についての問い合わせ、品質等についての苦情等への対応をお願いします。

## 6. 申込方法

次の書類に必要事項を記入し、松阪市役所産業文化部地域ブランド課に提出してください。

- ① 松阪市ふるさと応援寄附特産品申込書（別紙1）
- ② 市税の滞納がないことを証明するもの
- ③ 特産品の写真
  - ・画像（JPEG形式・1MB以上）はメール等で別途送付してください。
  - ・特産品PR用の写真と梱包状態の写真を各1枚以上ご用意ください。（上限はありません）
- ④ 特産品の見積書（別紙2）
  - ・特産品個別の価格、梱包料をご記入ください。
- ⑤ ー
- ⑥ 特産品を取り扱うために必要な許可、免許、登録等の証明書の写し

## 7. 協力事業者の決定

申込書類を基に松阪市が設置する「松阪市ふるさと応援寄附に係る特産品協力事業者審査委員会」において、協力事業者及び特産品について、適否を審査して決定します。

## 8. 個人情報の取扱いについて

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、「松阪市個人情報保護条例（平成17年松阪市条例第7号）」及び関係法令を順守してください。

寄附者の住所等の個人情報は特産品の送付以外の目的に使用することはできません。第三者へ提供するなど特産品発送以外に利用することはできません。ただし、パンフレット等の同封により、寄附者から協力事業者への商品申込み等で改めて入手された個人情報は、対象外です。

## 9. その他

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした特産品を変更・辞退する場合は、速やかに市へ報告し、承認を受けるものとします。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等の内容については市に報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、決定された協力事業者が本要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。

## 10. お問い合わせ先

松阪市役所産業文化部地域ブランド課

電話 0598-53-4129

E-mail [brand.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:brand.div@city.matsusaka.mie.jp)

(別紙1)

令和 年 月 日

松阪市ふるさと応援寄附特産品申込書

事業者名  
代表者名  
所在地  
電話番号

松阪市ふるさと応援寄附に係る特産品協力事業者募集要項に基づき、次のとおり申し込みます。なお、申込みに当たっては、個人情報保護など同要項を順守することを誓約します。

1. 寄附金額	
2. 取扱期間	(1) 通年商品 ・ (2) 季節商品 [ 月から 月まで]
3. 特産品名	
4. 内容 (商品の容量等)	
5. 提供可能数	(1)制限なし ・ (2)月間 [ 個] ・ (3)年間 [ 個]
6. 特産品価格	市場価格 [ 円] (梱包料・消費税及び地方消費税込)
7. 商品の PRポイント	※書ききれない場合は任意の用紙を追加してください。
8. 発送方法	常温 ・ 冷蔵 ・ 冷凍
9. 配達日時指定	可 ・ 不可 ・ その他 ( )
10. その他の 注意事項	(賞味期限、アレルギー表示、取扱方法等) ※書ききれない場合は任意の用紙を追加してください。
11. 特産品又は 企業のHP	<input type="checkbox"/> 自社HP ・ <input type="checkbox"/> 商品HP ・ <input type="checkbox"/> その他 [ ] URL :
12. 連絡先	担当者名 : 電話番号 : - - E-mail :

(別紙2)

令和 年 月 日

松阪市ふるさと応援寄附特産品見積書

事業者名

代表者名

所在地

電話番号

特産品名	内容	価格 (税込)	合計

※単位：円

(別紙3)

令和 年 月 日

松阪市ふるさと応援寄附特産品送料一覧表

事業者名  
代表者名  
所在地  
電話番号

返礼品名： \_\_\_\_\_

運送会社： \_\_\_\_\_

箱のサイズ： \_\_\_\_\_ 配達方法： 通常 ・ 冷蔵 ・ その他( \_\_\_\_\_ )

都道府県	送料 (円)
北海道	
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	
茨城県	
栃木県	
群馬県	
埼玉県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	
新潟県	
富山県	

都道府県	送料 (円)
石川県	
福井県	
山梨県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
滋賀県	
京都府	
大阪府	
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
鳥取県	
島根県	

都道府県	送料 (円)
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	